

AI セーフティ・インスティテュート運営委員会等設置要綱

令和 7 年 3 月 2 4 日
独立行政法人情報処理推進機構
AI セーフティ・インスティテュート

1. 趣旨

AI セーフティ・インスティテュート（以下、「AISI」という。）の事業における活動の推進において必要な重要事項の審議を行うため、AISI に AISI 運営委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

2. AISI 運営委員会

委員会は別紙の委員長及び委員をもって構成する。必要に応じて、委員を追加することができる。また、委員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。開催頻度は月 1 回程度とする。

3. 幹事会

AISI 運営委員会の幹事会は別紙の幹事をもって構成する。必要に応じて、幹事を追加することができる。また、幹事以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。開催頻度は週 1 回程度とする。

4. テーマ別小委員会

委員会は必要に応じて、委員会の下にテーマ別小委員会を設置する。

5. 事務処理

委員会、幹事会及びテーマ別小委員会に関する事務は、AISI 事務局において処理する。

6. その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の審議を踏まえ別途定める。また、委員会又は幹事会で関係行政機関等との調整の必要性が生じた事項について、AISI 事務局は内閣府科学技術・イノベーション推進事務局に支援が得られるよう協議するものとする。

(別紙)

【委員長】

AI セーフティ・インスティテュート 所長

【委員】

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局参事官
内閣官房 国家安全保障局内閣参事官
内閣サイバーセキュリティセンター内閣参事官
警察庁 サイバー警察局サイバー企画課長
デジタル庁 戦略・組織グループ参事官
総務省 国際戦略局参事官
国際戦略局技術政策課長
情報流通行政局参事官
外務省 総合外交政策局安全保障政策課長
経済局国際デジタル経済室長
文部科学省 大臣官房政策課長
研究振興局参事官（情報担当）
厚生労働省 医政局研究開発政策課長
農林水産省 大臣官房政策課技術政策室長
大臣官房デジタル戦略グループ参事官
経済産業省 商務情報政策局情報産業課情報処理基盤産業室長
国土交通省 大臣官房技術調査課長
総合政策局技術政策課長
総合政策局情報政策課長
防衛省 整備計画局サイバー整備課長

国立研究開発法人情報通信研究機構 理事

国立研究開発法人理化学研究所計算科学研究センター センター長

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所 所長 /

大規模言語モデル研究開発センター センター長

国立研究開発法人産業技術総合研究所 デジタルアーキテクチャ研究センター長

独立行政法人情報処理推進機構 AISI 事務局長

【幹事】

内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省の委員及び情報処理推進機構の AISI 事務局員をもって充てる

【事務局】

情報処理推進機構 AISI 事務局